

重要事項説明書

1. 居宅介護支援事業者の概要

(1) 居宅介護支援事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業者名	安中市指定居宅介護支援事業所「こかげ」
所在地	〒379-0116 安中市安中3丁目25番13号 電話：027-382-7281 FAX：027-382-2852
介護保険事業者番号	居宅介護支援 1071100018
サービス提供地域	安中市

(1) 営業日および営業時間

イ) 営業日：月曜日から土曜日

(但し、祝祭日及び8月15日、12月30日～1月3日を除く)

ロ) 営業時間：午前9時より午後6時まで

ハ) 24時間連絡可能な体制となっています。

090-1462-2243 (営業時間外用)

(2) 職員の種類、員数及び職務内容

イ) 管理者 1名 (主任介護支援専門員)

管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに自らも指定居宅介護支援の提供にあたるものとします。

ロ) 介護支援専門員 3名以上 (内1名は 管理者兼務)

介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供にあたります。

ハ) 事務職員 事務職員は必要な事務を行います。

2. 事業の目的及び運営の方針

当事業所は、要介護状態にある保険対象者に対し、適切な居宅介護支援を提供することを目的にしています。

利用者の心身の状況、その環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるように配慮いたしております。

また、利用者の意思及び人格を尊重し提供する居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公平中立に努めています。

- ・利用者は複数の居宅介護サービス事業者等の紹介を求める事が可能である。
- ・利用者は居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが可能である。

事 項	有無	備 考
介護支援専門員の変更	○	変更を希望される方はお申し出ください
調査（課題把握）の方法	○	全社協方式 または 三団体方式
介護支援専門員への研修の実施	○	イ) 採用後研修 採用後3ヶ月以内 ロ) 継続研修 年に適宜数回

3. 居宅介護支援の提供方法及び内容

- イ) 居宅サービス計画の作成
- ロ) 居宅サービス事業者との連絡調整
- ハ) 介護保険施設への紹介
- ニ) 利用者に対する相談援助業務
- ホ) その他利用者に対する便宜の提供

* ご相談を受ける場所は、利用者の方の居宅、若しくは利用者の指定する場所または事業所の相談室となります。

4. 医療機関と介護の連携

- (1) 医療系サービス（訪問看護・訪問リハビリ・通所リハビリ・短期入所療養介護・居宅療養管理指導等）の利用を希望される場合は、利用者の同意を得たうえで、主治医等の意見を求め、また主治医等に対してケアプランを交付します。
- (2) 医療機関からの退院においてはリハビリ等の医療サービス早期介入の為、入院医療機関の医師の意見を踏まえ速やかに居宅サービス計画を作成できるようにします。
- (3) 入院時には居宅介護事業所名・担当ケアマネジャーの氏名や連絡先等を医療機関にお知らせいただきますようお願いいたします。

5. サービスの利用

- (1) サービスの利用開始
 - 契約を締結した後、サービスの提供を開始します。
- (2) サービスの終了
 - ①利用者のご都合でサービスを終了する場合
 - 文書または口頭でお申し出下さればいつでも解約できます。
 - ②事業所の都合でサービスを終了する場合
 - 人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月までに通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業所をご紹介します。
 - ③自動終了
 - 以下の場合は、双方の通知がなくとも、自動的にサービスを終了いたします。

- ・利用者の要介護認定区分が、非該当[自立]または要支援と認定された場合
- ・施設入所・小規模多機能等を利用になった場合
- ・利用者がお亡くなりになった場合

6. サービス内容に関する苦情

当事業所の居宅介護支援に関する相談・苦情及び居宅介護サービス計画に基づき提供している各サービスについてのご相談・苦情に対しての窓口を常設し、配置担当者は円滑かつ迅速に対処いたします。

*担当 居宅介護支援事業所「こかげ」 電話 027-382-7281
管理者 三好 由美子
月～土曜日：午前9時より午後18時まで

*群馬県国民健康保険団体連合会
前橋市元総社町335-8 介護保険課内 電話 027-290-1323
受付時間：午前9時より午後4時まで

*市町村苦情受付窓口
安中市介護高齢支援課 電話 027-382-1111
受付時間：午前8時半より午後5時15分まで

7. 秘密の保持

業務上知り得た利用者またはその家族のプライバシーに関することは厳守いたします。また、当事業所従業員でなくなった後においても、これらの秘密を保持する旨を、従業員との雇用契約の内容に含めております。

8. 事故発生時の対応（損害賠償）

当事業所は、万全の体制で居宅介護サービスの提供にあたりますが、万一事故が発生した場合に速やかにご利用者のご家族、関係市町村に連絡するとともに、事故に遭われた方の救済・事故の拡大の防止などの必要な措置に誠意を持って行います。

9. 感染症の予防及び蔓延防止のための措置

事業所は感染症が発生し又は蔓延しないよう速やかに対応できる処置を講じるように努めます。

(1) 事業所における感染症予防及び蔓延防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、この結果を介護支援専門員に周知徹底します。

(2) 事業所における感染症の予防及び蔓延防止のための指針を整備します。

(3) 従業員に対し感染症の予防及び蔓延防止のための研修及び訓練を年1回以上実施し、感染予防の担当者を選定しています。

10. 虐待の防止について

事業所は利用者の人権擁護・虐待の防止のために発見や情報を得た場合、速やかに必要な処置を講じます。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能)を定期的に開催しその結果を従業者に周知徹底を図っています。

(2) 虐待防止のための指針を整備しています。

(3) 従業者に対し虐待を防止するための研修(ハラスメントやストレス対策含む)を年1回実施しています。

(4) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

(5) 指定居宅介護支援等の提供中に、従業者・擁護者(利用者の家族・擁護する立場の者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに市町村に通報します。

11. 身体拘束の防止について

事業所は利用者の人権擁護のため身体拘束を発見した場合、速やかに必要な処置を講じます。

(1) 身体拘束のための指針の整備を図っています。

(2) 従業者に対して身体拘束防止のための研修を年1回実施しています。

(3) 身体拘束防止に関する担当者を選定しています。

12. 業務継続可能計画について

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

(1) 感染症や非常災害の発生時・非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定しています。

(2) 事業所は、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。担当者を選定し定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うようにします。

13. 過去6カ月のサービス割合、同一事業所提供割合を説明

・利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業者等に不当に偏ることのないよう、公平中立に行わなければならないこと等を踏まえ、前6カ月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちの訪問介護、通所介護、福祉用具及び地域密着型通所介護が居宅サービス計画等に位置付けられた事業者等の回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合などを説明します。

13. 利用料金（令和6年4月1日～）

（1） 利用料

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので、自己負担はありません。

居宅介護支援費Ⅰ（i）	要介護 1.2	10,860 円
	要介護 3.4.5	14,110 円
居宅介護支援費Ⅱ（i）	要介護 1.2	10,860 円
	要介護 3.4.5	14,110 円
特定事業所加算（Ⅰ）		5,190 円
特定事業所加算（Ⅱ）		4,210 円
特定事業所加算（Ⅲ）		3,230 円
特定事業所加算（A）		1,140 円
特定事業所医療介護連携加算（Ⅳ）（Ⅰ～Ⅲ）		1,250 円
初回加算		3,000 円
退院・退所加算（Ⅰ）	（イ） 4,500 円 （ロ）	6,000 円
退院・退所加算（Ⅱ）	（イ） 6,000 円 （ロ）	7,500 円
退院・退所加算（Ⅲ）		9,000 円
入院時情報連携加算Ⅰ（入院日）		2,500 円
入院時情報連携加算Ⅱ（入院翌日または翌々日）		2,000 円
緊急時等居宅カンファレンス加算		2,000 円
中山間地域等提供加算（対象地域居住の要介護者の支援費に5%加算）		
※加算の対象は、旧松井田町・上後閑地域となります		
通院時情報連携加算		500 円
特定事業所集中減算		▲2,000 円

（2） 交通費

指定居宅介護支援に要した交通費は無料とする。

（3） 解約料

お客様はいつでも契約を解消することができ、一切料金はかかりません。

減算

- * 当事業所が運営基準減算（居宅介護支援の業務が適切に行われない場合の減算）に該当する場合は、居宅支援費が 50/100 となります。また 2 か月以上継続して該当する場合には算定しません。

- * ケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について
 - ・利用者は複数の居宅介護サービス事業者等の紹介を求める事が可能である。
 - ・利用者は居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが可能である。上記の説明を行わなかった場合。

- * 同一建物に居住する利用者へのケアマネジメントについて
 - ・事業所の所在する同一敷地内・隣接する敷地内の建物又は事業所と同一の建物に居住する利用者
 - ・事業所における 1 月当たりの利用者が同一の建物に 20 人以上居住する建物（上記を除く）に居住する利用者。

- * 業務継続計画未策定による減算
 - ・感染若しくは災害のいずれか又は両方の業務計画が未策定の場合 100 分の 3 を減算とする。

- * 高齢者虐待防止措置未実施減算
 - ・虐待の発生または再発を防止するための措置が講じられていない場合